## 規則

管理職手当に関する規則 の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

埼玉県人事委員会委員長 馬 僑 隆 紀

## 埼玉県人事委員会規則七-九七七

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

正する。 管理職手当に関する規則 (埼玉県人事委員会規則七  $\mathcal{O}$ 部を次 のように改

める。 間、 川口、 喜、 宮西、 別表第一警察本部 飯能、 西入間、 吉 川 武南、 東松山、 川口、 を「警察署長 朝霞、 飯能、 武南、  $\mathcal{O}$ 秩父、 新座、 東松山、 部 朝霞、 中 熊谷、 草加、 (浦和、 「警察署長 秩父、 新座、 深谷、 上尾、 浦和東、 熊谷、 草加、 浦 岩槻、 鴻巣、 和、 深谷、 浦和西、 上尾、 浦和東、 春日部、 Ш 越、 加 鴻巣、 須、 大宮、 東入間、 越谷、 浦和西、 岩槻、 川越、 大宮東、 久喜、 所沢、 春日 東入間、 大宮、 部、 吉川) 大宮西、 狭山、 大宮 越谷、 所沢、 西入 に改 久 狭 大

附則

」の規則は、平成二十八年三月二十五日から施行する。